

Information



お知らせ

長与駅の改修工事を行います

問 土木管理課 ☎801-5835

内 現在の長与駅は平成9年に橋上駅としてリニューアルを行っており、通勤・通学者を始め、コミュニティホールでのイベント開催等、多くの市民の皆様にご利用いただいているところです。建築から27年が経過し、外壁や屋根等に劣化が見られる事から、11月から次年度にかけて、長与駅の改修工事を行います。令和6年度は自由通路等の内装工事(天井、壁紙等)、令和7年度は長与駅舎の外装工事(屋根、外壁等)を予定しておりますが、安全対策には十分配慮して工事を行って参ります。詳細な工事日程等は駅構内の看板等で随時お知らせいたします。

12月3日～9日は「障害者週間」です

問 長崎県障害者社会参加推進センター ☎842-8178
毎年12月3日～9日までの1週間を「障害者週間」と定めています。国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。障害者週間の行事として、「第24回長崎県障害者芸術祭」が対馬市にて開催されます。

時 12月8日㊐13時～16時

所 対馬市交流センター
(対馬市厳原町今屋敷661番地)

内 ステージでの演目 合唱(障害のある人・ない人の共演)、作品展、販売会

料 無料

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。
長崎県最低賃金は10月12日から。

問 厚生労働省長崎労働局賃金室
☎095-801-0033
または最寄りの労働基準監督署

内 1時間953円

賃金引上げを支援する各種支援施策▶



ご存じですか？ 高齢者運転免許証 自主返納奨励事業

問 地域安全課交通安全防犯係
☎801-5662

高齢運転者が絡む交通事故が依然として高い割合を占めています。運転に自信があつても身体能力の衰えから、とっさの判断ができず、事故につながることがあります。

運転に違和感や不安を感じた場合は、免許証返納を検討しましょう。

対 町内在住で、運転免許証返納時に満65歳以上の方

内 運転免許証を自主返納された方に、長崎バスなどで使える「エヌタスTカード(3,000円分)」を交付。

農業者年金に加入しましょう！

問 農業委員会 ☎801-5837

内 農業者年金とは

- ①年間60日以上農業に従事している
- ②国民年金の第1号被保険者(20歳～60歳)または任意加入被保険者(60歳～65歳)である

以上2つの要件を満たす農業者であれば広く加入できる積立方式・確定拠出型の終身年金制度です。保険料は、月額2万円(35歳未満で一定要件を満たす方は1万円)から6万7千円の間で、千円単位で自由に選択でき、いつでも見直しが可能です。

詳細については、長与町農業委員会へお気軽にお問い合わせください。

11月25日㊐～12月1日㊑「犯罪被害者週間」

問 時津警察署警務課 ☎881-0110

警察では、犯罪被害者やその家族などに対する被害の回復・軽減、再被害防止などのため、関係機関と緊密に連携し、被害者の視点に立った、きめ細かな支援活動を行っています。

●犯罪被害給付制度

- 対・殺人などや故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族
・重傷病・障害などの重大な被害を受けた犯罪被害者の方

他 詳しくはお問合せください。

奨学金および寄付金について

問 公益財団法人長崎県育英会
☎824-7501

奨学金を借りていた方は、約束どおりの返還をお願いします。住所などの変更や返還が困難である場合は、速やかにご連絡ください。

自身の奨学金や連帯保証人となっている奨学金の返還状況などについて知りたい場合もお問合せください。

●寄付金をお寄せください

皆さまからの寄付金は、奨学資金として活用させていただきます。育英会への寄付金には税制上の優遇措置を受けることができます。

11月11日㊐～17日㊑「税を考える週間」

問 長崎税務署 ☎822-4231

税に関する啓発活動は年間を通じて行っていますが、今年の「税を考える週間」では、「これから社会に向かって」をテーマとして、国民の皆様の納税意識の向上を図ることとしています。

国税庁は税務行政のDXを推進しています。

税務手続のデジタル化

より身近に便利に進化

自動入力 で年末調整・確定申告

キャッシュレス で納付

オンライン で納税証明書

チャットボット で相談

税を考える週間に
する情報はこちから▶





集団健診(12月)のお知らせ

申・問 長崎県健康事業団予約センター

☎0120-611-711

受付時間:8:30~17:15(土日祝日除く)

所 ふれあい・健康センター

時 12月12日㊈・13日㊉・14日㊊

電話で申込み

申込期間11月6日㊇~20日㊈

他 健診は、医療機関での受診も可能です。

詳しくは4月に各世帯へ配布している
「令和6年度長与町健康診査のお知らせ」
をご覧ください。



▲集団健診について
(町ホームページ)

対象者		検診の種類	12日㊈	13日㊉	14日㊊午前 女性のみ	14日㊊午後 女性のみ
国民健康 保険加入者	40~74歳の男女	特定健診※1	○	○	○	
	30・35・40・45・50 ・55・60・65歳の男女	胃がんリスク健診※1	○	○	○	
	19~39歳の男女	国保若年健診	○	○	○	
後期高齢者 医療制度 加入者	後期高齢者医療制度 加入者	後期高齢者健診※1	○	○	○	
長与町民	40歳以上の男女	各種がん検診 (肺・胃※2・大腸)	○	○	○	大腸のみ
		肝炎ウイルス検診	○	○	○	
	すべての男性	前立腺 (料 自費1,760円)	○	○		
	40歳以上の女性	乳がん検診※2	○	○	○	○
	20歳以上の女性	子宮がん検診※2	○	○	○	○
	19~39歳の男女	若年健診	○	○	○	
	すべての女性	乳エコー検診 (料 自費3,410円)	○	○	○	○

※1・受診券必要(5月発送済) ※2・昨年度受診者は対象外



「地域歳末たすけあい運動募金見舞金・祝金」申請について

問 町社会福祉協議会総務課 ☎883-7760

町社会福祉協議会では、12月1日㊊から始まる「地域歳末たすけあい運動募金」で皆さまからお寄せいただいた募金を、下記の対象者へ「見舞金・祝金」としてお届けします。対象の方は、次の要領により申請をしてください。

時 受付時間 平日 9時~17時 (祝日除く) 11月25日㊉

申 申請書および必要書類を町社会福祉協議会へ提出 (郵送の場合は、締切日の消印有効)
申請書は町社会福祉協議会窓口およびホームページにあります。

※①~③は民生委員の意見書が必要であるため、地区の民生委員へ電話にてご連絡ください。連絡先がわからない場合は町社会福祉協議会へお問合せください。

※申請後の決定は、配分委員会で行います。該当とならない場合もあることをご了承ください。

対象者	必要書類・注意事項など
①低所得者世帯の方 (生活保護費受給世帯除く)	・世帯全員の委任状(世帯全員の収入および家屋の所有状況について町に照会を行います)
②在宅寝たきりの方	在宅の要介護度4または5、在宅の障害支援区分5または6で、どちらもその状態が令和6年9月1日時点において1年以上継続している方
③在宅認知症の方	※3か月以上入院、施設入所、短期入所されている方は対象外 ・介護保険被保険者証(写し) ・障害福祉サービス受給者証(写し)
④在宅重症心身障害児の方	特別児童扶養手当証書(写し)
⑤ひとり親家庭、父母のいない家庭の児童・生徒	令和7年1月1日時点において児童扶養手当受給見込の家庭で、令和7年4月に小学校・中学校・高校等入学予定の方 ・児童扶養手当証書(写し) ・対象者確認書類(保険証、マイナンバーカードなど)



指名手配被疑者の検挙にご協力を!あなたの近くにも犯人が潜んでいるかも…

問 長崎県時津警察署 ☎881-0110

警察では11月中、殺人、強盗等の凶悪事件のほか、暴行、傷害、窃盗、詐欺、横領等の事件に関して、全国警察の総力を挙げて追跡捜査を行うこととし、これら被疑者の早期検挙に取り組んでいるところです。

指名手配被疑者の発見に向けた捜査活動には、国民の皆さんのご協力が是非とも必要です。指名手配被疑者によく似た人を見掛けたといった情報など、どんなわずかなことでも結構ですので、警察に通報していただくようお願いします。



犯人に関する情報
などはこちらから!▲



クリーンパーク長与へ家庭ごみを持ち込むときのお願い

問 住民環境課環境係 ☎801-5824 クリーンパーク長与 ☎865-6477

ごみの減量化および不正搬入の未然防止等を目的として、家庭ごみの受入基準を作成しています。
10月1日に運用や申請書様式など、一部改訂していますのでご確認をお願いします。



●搬入申請書を事前にご準備ください

持ち込むときには必ず「一般廃棄物搬入申請書」を提出していただきます。申請書の内容をよくご確認いただき、事前に記入の上、持ち込みをお願いします。

様式を一部改訂していますので、新しい様式をご使用いただきますようお願いします。

[申請書の配布窓口]

- 町ホームページからダウンロード
- 長与町住民環境課窓口(平日のみ)
- クリーンパーク長与管理棟窓口(平日のみ)

●下記に該当する場合は、事前に町の許可が必要です。

- 排出者本人が不在で、2親等外の親族または第三者が搬入する場合
- 廃木材や畳、建具類(障子・ふすま・戸・ドア・網戸・建物に作り付けの家具など)を搬入する場合

聞き取りや排出場所の確認が必要になる場合があります。
確認後、搬入可能と判断した場合は、申請書に役場の受付印が必要になりますので、**搬入前に必ず住民環境課までご連絡ください。**



秋季火災予防運動

2024年度防火標語

11月9日～15日

「守りたい 未来があるから 火の用心」



長与町では、昨年の火災件数は3件、今年すでに3件となっています。(9月15日現在)

引き続き皆様の「火の用心」をよろしくお願いします。

「住宅火災」から命を守るために、次の10のポイント(4つの習慣・6つの対策)を実施しましょう。

4つの習慣

- 寝たばこは絶対にしない、させない。
- ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- こんろを使うときは火のそばを離れない。
- コンセントはほこりを清掃し、不必要的プラグは抜く。

6つの対策

- 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- 防火訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。



『おうちのアブナカ 消防かるた』より

な 習おうよ 応急手当で 人助け

が 外出前 火の元確認 大丈夫?

よ よかったわ わが家に付けて 警報器

【問い合わせ先】 北消防署浜田出張所 ☎882-3345



12月2日以降の後期高齢者医療の被保険者証について

問 健康保険課保険係 ☎801-5821 長崎県後期高齢者医療広域連合 ☎816-3930

12月2日から現行の保険証は発行されなくなります。マイナンバーカードを保険証として利用するためには、事前の登録(初回登録)が必要です。登録が完了していない方は、この機会に初回登録をご検討ください。(マイナ保険証をお持ちでない方も、以下の方法で引き続き受診できます。)登録が完了している方は、医療機関等でマイナ保険証としてご利用いただけます。ぜひ、ご利用ください。

『現行の保険証の有効期間』 ※12月1日以前に交付された保険証をお持ちの方
令和7年7月31日までは、現在お持ちのオレンジ色の被保険者証で医療機関を受診できます。

『12月2日から令和7年8月の年次更新まで』

新たに75歳を迎える方、住所や負担割合に変更が生じる方、紛失した方などには、マイナ保険証の有無に関わらず
資格確認書を交付します。従来の保険証と同様に医療機関に提示することで受診できます。有効期限は令和7年7月31日です。

『令和7年8月1日以降』

以下のいずれかを交付します。

マイナ保険証を持っている

はい

- ・マイナンバーカードをお持ちで、
保険証としての利用登録をしている



資格情報通知書を交付

資格情報を簡易に把握するための書類です。

受診等の際は、マイナンバーカードを医療機関等に設置されている専用読み取り機にかざして受付を行います。

マイナ保険証未対応の医療機関等を受診する際はマイナンバーカードと併せて、資格情報通知書の提示が必要になりますので大事に保管してください。

『注意点』

読み取り機器の不具合等の場合を除き、資格情報のお知らせのみを提示しても受診できませんので、マイナ保険証は必ずご持参ください。

いいえ

- ・マイナンバーカードを持っていない
- ・持っているが保険証としての利用登録をしていない



資格確認書を交付

現行の保険証と同様に、受診等の際に、医療機関に提示してください。

『注意点』

施設入居者などでマイナ保険証での受診が困難(本人による暗証番号の入力や顔認証が困難)である場合は、マイナ保険証をお持ちの方でも、申請することで資格確認書を交付することができます。

・当面の間、資格情報通知書および資格確認書は、交付申請の手続きなしに自動的に交付されます。

・マイナンバーカードの取得、保険証としての登録は義務ではありません。

・マイナンバーカードを返納、もしくはマイナ保険証の利用登録を解除した場合は、資格確認書を交付します。

この場合には自動交付されず、別途の申請が必要となりますので、併せてお手続きください。

『限度額適用・標準負担額減額認定証』および『限度額適用認定証』

12月2日以降は交付が廃止されます。

・廃止前に交付された証は令和7年7月31日までご利用できます。

・マイナ保険証で受診する場合は提示不要です。

・限度額適用・標準負担額減額認定証や限度額適用認定証の情報は資格確認書に併記することができます。

希望する場合は役場に申請してください。一度併記すると翌年以降は自動的に併記されます。

※廃止以前に認定証をお持ちの方が資格確認書に切り替わる場合は申請不要で併記されます。



12月2日以降の国民健康保険被保険者証について

問 健康保険課保険係 ☎801-5821

12月2日から現行の保険証は発行されなくなります。マイナンバーカードを保険証として利用するためには、事前の登録(初回登録)が必要です。登録が完了していない方は、この機会に初回登録をご検討ください。(マイナ保険証をお持ちでない方も、以下の方法で引き続き受診できます。)登録が完了している方は、医療機関等でマイナ保険証としてご利用いただけます。ぜひ、ご利用ください。

《現行の保険証(黄緑色)について》 ※12月1日以前に交付されたもの
証に記載されている有効期限まで使用できます。

《12月2日以降の取扱いについて》

12月2日以降に、新たに70歳を迎える方や所得区分が変更になる方、再交付を行う方などは、次のフローチャートに沿って資格情報のお知らせか資格確認書が発行されます。

マイナ保険証を持っている

はい

- マイナンバーカードをお持ちで、
保険証としての利用登録をしている



いいえ

- マイナンバーカードを持っていない
・持っているが保険証としての利用登録をしていない



資格情報のお知らせを交付

資格情報を簡易に把握するための書類です。
受診等の際は、マイナンバーカードを医療機関等に設置されている専用読み取り機にかざして受付を行います。

マイナ保険証未対応の医療機関等を受診する際はマイナンバーカードと併せて、資格情報のお知らせの提示が必要になりますので大事に保管してください。

《注意点》

読み取り機器の不具合等の場合を除き、資格情報のお知らせのみを提示しても受診できませんので、マイナ保険証は必ずご持参ください。

資格確認書を交付

現行の保険証と同様に、受診等の際に、医療機関に提示してください。

《注意点》

施設入居者などでマイナ保険証での受診が困難(本人による暗証番号の入力や顔認証が困難)である場合は、マイナ保険証をお持ちの方でも、申請することで資格確認書を交付することができます。

- マイナンバーカードの取得、保険証としての登録は義務ではありません。
- マイナンバーカードを返納、もしくはマイナ保険証の利用登録を解除した場合は、**資格確認書**を交付しますが、別途申請が必要となりますので、併せて健康保険課窓口でお手続きください。

《限度額適用・標準負担額減額認定証》および《限度額適用認定証》について》

マイナ保険証をお持ちの方

すでに交付を受けている認定証は有効期限までご利用いただけますが、受診時にマイナ保険証を利用して認定証の提示を省略することができます。

12月2日以降は認定証の交付ができませんので、マイナ保険証をご利用ください。

マイナ保険証をお持ちでない方

例年通り、申請により認定証を交付します。**資格確認書**には併記されませんのでご注意ください。



学校選択制度廃止に伴う校区変更について

問 学校教育課 ☎801-5681

- 内 ①令和8年度に小学校へ入学する児童から現在の学校選択制度を廃止します。特例措置として、令和8年度以降に小学校へ入学する対象地区の児童で、就学中の兄または姉と指定校が異なる場合は、申請により指定校を変更することができます。
- ②令和14年度に中学校へ入学する生徒から現在の学校選択制度を廃止します。特例措置として、令和4年度から令和13年度までの間、南小学校を卒業する児童で現在高田中が指定校となっている児童は、申請により長与第二中学校へ就学することが可能です。(対象者へは中学校入学前年の8月頃通知します。)
- ③選択制度該当地区は、東高田一部、西高田一部、下高田一部、池山、辻後、井手本、フォーレツインキャッスル、南田川内一部、緑ヶ丘、嬉里谷です。詳細については、お問い合わせください。

【学校選択制度廃止の概要】

	R5～7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度
小1		選択制廃止								
小2			選択制廃止							
小3				選択制廃止						
小4					選択制廃止					
小5						選択制廃止				
小6							選択制廃止			
中1	現行通り（選択制有）		現行通り（選択制有）	現行通り（選択制有）	現行通り（選択制有）	現行通り（選択制有）	現行通り（選択制有）	選択制廃止	選択制廃止	選択制廃止
中2		特例措置有		特例措置有		特例措置有		現行通り（選択制有）	現行通り（選択制有）	現行通り（選択制有）
中3								特例措置有	特例措置有	（現行通り（選択制有））

※小学校における「現行通り(選択制有)」は、令和7年度までに選択校の指定を受けている児童に限る。

※中学校における「現行通り(選択制有)」は、令和13年度までに選択校の指定を受けている生徒に限る。

【校区変更について】

- 令和8年4月1日～（令和7年度までに指定校を指定されている児童は除く）

中学校校区	旧校区	新校区
緑ヶ丘	洗切小学校	長与小学校(※特例措置有)
西高田の一部	長与南小学校	高田小学校
東高田の一部	長与南小学校	高田小学校

※緑ヶ丘は、特例措置として申請により洗切小へ就学することができます。

※西高田の一部、東高田の一部とは、南小校区で高田小を選択できる地区です。詳細は、お問い合わせください。

- 令和14年4月1日～（令和13年度までに指定校を指定されている生徒は除く）

中学校校区	区域の詳細
長与中学校	長与小学校及び長与北小学校の校区に同じ
長与第二中学校	洗切小学校及び長与南小学校の校区に同じ
高田中学校	高田小学校の校区に同じ



詳しくはホームページをご覧ください。

該当地区の方で、令和8年度以降に小学校へ入学する弟妹がいる方は、十分注意して就学校をご検討ください！



11月は児童虐待防止推進月間です。

問 長与町子育て世代包括支援センター（こども政策課内）☎801-5881

令和5年度の新規の児童虐待相談対応件数は、長与町では28件ありました。その他にも養護相談、保健相談や障害相談、非行相談等あわせて119件の相談がありました。令和2年4月、「児童のしつけに際して体罰を加えてはならない」と法に明記されました。これは、子育て中の保護者を見張り、罰するのではなく、「子育て中の保護者に対する支援を社会全体で取り組んでいく」ことを目的としています。



◆「しつけ」と「虐待」はどう違う？

子どもの成長や発達段階に応じて、基本的な生活習慣や社会のルール・マナーなどを身に着けさせることが「しつけ」です。「しつけ」のつもりでも、子どもにとって有害ならば「虐待」になります。しつけが「マルトリーメント（不適切な養育）」とならぬよう、保護者がその危険性や対応法について知る機会を持ちましょう。

子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～

子育てにおいて、しつけと称して、叩いたり怒鳴ったりすることは、子どもの成長の助けにならないばかりか、悪影響を及ぼしてしまう可能性があります。以下のポイントを心がけながら、子どもに向かいましょう。

子育てに
体罰や暴言を使わない

子どもが親に
恐怖を持つとSOSを
伝えられない

爆発寸前のイライラを
クールダウン

親自身が
SOSを出そう

子どもの気持ちと
行動を分けて考え、
育ちを応援



◆子育てをしていて不安に思ったり、ストレスを感じていませんか？

子育てをしていると、誰でもわからないことや不安なこと、悩みなどが出てきます。そんな時はどうか一人で悩まないでください。あなたの身近なところに子育てを助けてくれる人、話を聞いてくれる人がいます。相談できる場所はたくさんあります。まずは相談してみませんか。

子育てに不安がある方、困っている方、悩んでいる方は、『こども家庭センター』（役場こども政策課）にご相談ください。



【親子の遊び場・お友達づくり】

★子育て支援センター・児童館

【お預かり】

★一時預かり、ファミリーサポートセンター

★子育て短期支援事業

（短期入所、夜間養護等）

【情報提供】

★長与の結婚・子育て応援サイト

『大きくな～れ.プラス』



『大きくな～れ. プラス』
トップページはこちら▶



ヤングケアラー相談窓口について

問 こども政策課 ☎801-5881

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。責任や負担の重さにより、学業や友人関係に影響が出てしまうことがあります。家族のことや自分のことで悩んでいたら相談してください。



厚生労働省特設ホームページ（相談先紹介）
<https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>



長崎県ヤングケアラー
総合相談窓口（LINE）
☎893-6266

令和7年度給与支払
報告書の提出期限は
令和7年1月31日金です

問 税務課住民税係 ☎801-5785

給与支払報告書は、給与所得者の1月1日現在における住所所在地の市町村に提出することが義務付けられています。(地方税法第317条の6)

給与所得者にとって町・県民税の申告に代わる重要な書類です。正しく記入し、期限内に必ず提出してください。会計事務所などにご依頼されている場合は、確実に提出されているか確認をお願いいたします。

対 提出義務者

令和6年中に従業員に給与等の支払いをした事業所(法人・個人)

提出対象者

令和6年中に給与等の支払いをしたすべての従業員等(従業員等にはパート、アルバイト、法人役員などを含む)

*退職者や給与が少額な方、確定申告をする方の分も要提出。

内 提出部数

- ・給与支払報告書(個人別明細書)
従業員等1人につき1枚
- ・給与支払報告書(総括表)
1事業所につき1枚
- ・普通徴収理由書
1事業所につき1枚(特別徴収対象者のみの事業所は不要)

✓ 令和7年1月31日金

他 給与支払報告書(総括表)等の様式は、町ホームページからダウンロード可

長与町 給与支払報告書 検索

無料で受けられる
キャッチアップ接種は
令和7年3月まで!

問 こども政策課 ☎801-5881

対 ①定期接種:小学校6年～
高校1年相当の女性
②キャッチアップ:高校2年相当～
平成9年度生まれの女性

詳しくは、下記町ホームページおよびリンク先をご覧ください。子宮頸がんワクチンについて(町ホームページ)▶



11月はワンワンマンスです

問 住民環境課環境係 ☎801-5824

犬や猫は生活に癒しを与えてくれますが、その飼い方が原因でご近所とトラブルになる可能性があります。改めて犬や猫の飼い方を考えましょう。

■犬の飼い主さんへ

- ・散歩をする時は、必ずリードなどを付けて、周囲や飼い犬の安全に配慮しましょう。
- ・排せつ物の処理は飼い主さんの義務です。フンは必ず持ち帰り、排せつした場所は水で流しましょう。
- ・犬の登録、狂犬病予防注射を行い、「鑑札」「注射済票」を首輪につけてください。

■猫の飼い主さんへ

- ・交通事故や感染症などの心配がありますので、室内飼いをしてください。これにより、糞尿や鳴き声による近隣への迷惑を防止できます。
- ・野良猫を増やさないための不妊・去勢手術は飼い主さんの責任です。

犬・猫を飼っている方、
飼おうと思っている方へ

動物を飼うということは、その動物の命を預かるということです。毎日の餌や健康の管理が必要になり、高齢になると介護が必要になります。最後まで責任を持って飼育してください。

11月20日(水)に防災行政無線(町内放送)を用いた情報伝達訓練を実施します

問 地域安全課消防防災係

☎883-1111

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、全国一斉に次のとおり情報伝達訓練を行います。

この訓練は、全国瞬時警報システム(Jアラート)を用いた訓練で、長与町以外の地域でも、様々な手段を用いて情報伝達訓練を行います。

●Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。令和6年度は、2月にも情報伝達訓練を実施する予定にしていますが、日程変更になる場合もありますので、その都度広報誌等でお知らせさせていただきます。

訓練実施日時 11月20日(水)午前11時

*地震や集中豪雨など、当日の気象状況により訓練を中止する場合があります。

放送内容

町内に設置してある防災行政無線から、一斉に、次のように放送されます。

上りチャイム音

「これは、J-アラートの

テストです。」×3

下りチャイム音

伝達手段

町内放送・登録制メール・
ケーブルテレビ



人口のうごき

令和6年9月30日現在 (前年同月比)		
人口	39,513人	-415人
世帯	17,133世帯	35世帯
男	18,784人	-221人
女	20,729人	-194人

9月中のうごき

出生	17人	転入	129人
死亡	44人	転出	108人

リサイクルできる紙類

月	排出量	前年度比
9月分	481,740kg	▲17,010kg
累計	3,229,500kg	▲29,670kg

紙類は種類ごとに回収しています。後出しは回収漏れの原因になりますのでご注意ください。紙類に限らず、ごみは朝8時までに出しましょう。

相談



人権相談・行政困りごとなんでも相談

問 総務課行政係 ☎801-5781
合同相談所を開設しています。事前予約は必要ありませんので、お気軽ににお越しください。相談は無料で、秘密は堅く守られます。
【人権相談特設相談・行政困りごとなんでも相談】
●時 11月19日㊐ 13時～16時
所 上長与公民館
●時 12月10日㊐ 10時～15時
所 長与町公民館
●時 12月17日㊐ 13時～16時
所 長与町公民館
※12月10日は、人権相談のみの実施となります。

人権相談

法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、いじめ、隣近所とのトラブルなど、人権に関する様々な相談を受け付けます。
【常設人権相談所（長崎地方法務局）】
時 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分（祝日を除く）
所 長崎地方法務局 ☎0570-003-110

行政困りごとなんでも相談

総務大臣から委嘱された行政相談委員が、国の仕事など、行政に関する苦情や要望を受け付け、解決や改善を図ります。
長崎行政監視行政相談センター ☎849-1101



ながさき暮らし相談会 in 福岡

問 ながさき移住サポートセンター（県庁4階）☎095-894-3581
時 12月7日㊉12時～17時
所 JR博多シティ会議室 10階（福岡市博多区博多駅中央街1番1号 JR博多シティ10階）
内 3バイ楽しむながさき暮らし相談会～ながさきで住むバイ！働くバイ！暮らすバイ！～長与町を含む県内市町の移住相談窓口が大集合。
それぞれのまちの暮らし、各種助成制度等のご相談をお受けします。
長崎への移住をご検討のご家族やお知り合いがいらっしゃいましたら、ぜひ本イベントをご紹介ください！
☒ 12月2日㊉13時
他 事前申込制です。ながさき移住ナビホームページからお申込みください。
ホームページ(ながさき移住ナビ)
<https://nagasaki-iju.jp/>



ながよみかんカフェ

問 介護保険課包括支援係 ☎801-5822
長与町地域包括支援センター ☎887-3008
時 11月22日㊉ 13時30分～15時30分
所 老人福祉センター 大ホール
内 認知症について不安や相談がある、認知症について学びたい、出かける場所がほしい、人と話したい、同じ趣味を楽しみたいなど、どなたでも参加していいところです。お茶やコーヒー、ちょっとしたお菓子を準備しています。お気軽にご参加ください。
11月の内容 手作業（季節飾り作り）
料 100円
申 申込み不要
他 時間内出入り自由



全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間のお知らせ

問 長崎地方法務局人権擁護課 ☎820-5982
時 11月13日㊉～19日㊉ 8時30分～19時（㊉・㊉は10時～17時）夫・パートナーからの暴力、ストーカー行為、職場におけるセクシュアル・ハラスメントなど、女性めぐる様々な人権問題の解決を図るために、専用電話相談窓口が設置されます。ひとりで悩まず、電話してください。
専用電話相談窓口 ☎0570-070-810



認知症介護者リフレッシュの集い

問 介護保険課包括支援係 ☎801-5822
長与町地域包括支援センター ☎887-3008
時 11月21日㊉13時30分～15時
所 老人福祉センター 2階和室
内 介護をしている方が日頃のお悩みや不安、認知症の症状への対応方法など、参加者同士自由に話し、情報交換をする場所です。
お気軽にご参加ください。

料 無料

申 申込み不要



健康相談

問 健康保険課健康増進係 ☎801-5820
内 看護師、栄養士などが、血圧、体組成の測定や健康、栄養に関する相談をお受けしています。
料 無料

日付	場所	時間
11月7日㊉	イオンタウン長与（第1木曜）	9時30分～11時30分
11月12日㊉	ふれあいセンター1階ホール（第2火曜）	9時～12時
12月5日㊉	イオンタウン長与（第1木曜）	9時30分～11時30分

募集

長与町職員採用試験実施のお知らせ

問 総務課総務人事係 ☎ 801-5781

◆第1次試験 時 12月22日(日)

所 長与町役場

◆試験職種など

試験職種及び試験区分	受験資格	職務内容	採用予定数
学芸員	昭和59年4月2日以降に生まれた人で、学芸員の資格を有する人又は令和7年3月末までに学芸員の資格を取得見込みの人	埋蔵文化財の発掘・調査研究等をはじめとした文化財（無形文化財含む）の保存・活用に関する業務及び一般行政職に係る業務	
土木 (大学卒業程度)	昭和63年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人で、(1)、(2)のいずれかの要件を満たす人 (1)学校教育法による4年制大学(同等以上の学歴を含む。)において土木に関する専門課程を履修して卒業した人又は令和7年3月末までに卒業見込みの人 (2)民間企業等にて土木に関する設計、施工管理、維持管理等の業務に従事した職務経験を令和7年3月末時点で3年以上有する人 ※「民間企業等における職務経験」とは、会社員、公務員、自営業者等として週30時間以上の勤務を3年以上継続して就業したことと言います。 ※令和6年6月30日実施の土木の試験を受験された方は受験できません。	土木に関する業務	
土木 (高校卒業程度)	昭和63年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人で、(1)、(2)のいずれかの要件を満たす人 (1)学校教育法による高等学校(同等以上の学歴を含む。)において土木に関する専門課程を履修して卒業した人又は令和7年3月末までに卒業見込みの人 (2)民間企業等にて土木に関する設計、施工管理、維持管理等の業務に従事した職務経験を令和7年3月末時点で3年以上有する人 ※「民間企業等における職務経験」とは、会社員、公務員、自営業者等として週30時間以上の勤務を3年以上継続して就業したことと言います。		若干名
行政 【障害者対象】 (大学卒業程度)	右の要件を満たし、昭和63年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による4年制大学(同等以上の学歴を含む。)を卒業又は令和7年3月末までに卒業見込みの人 ※令和6年6月30日実施の障害者対象の試験を受験された方は受験できません。	(1)及び(2)の要件を満たす人 (1)次に掲げる手帳等のうち、いずれかの交付を受けている人 ア 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という。)若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書(心臓、じん蔵、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。) イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であるとの判定書 ウ 精神障害者保健福祉手帳 (2)活字印刷文による出題及び口頭による面接試験に対応できる人	一般行政事務
一般事務 【障害者対象】 (高校卒業程度)	右の要件を満たし、昭和63年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による高等学校(同等以上の学歴を含む。)を卒業又は令和7年3月末までに卒業見込みの人		

※4年制大学を卒業又は卒業見込みの人は高校卒業程度の試験区分を受験できません！

※申込みできる試験職種は、1人1つに限ります。

※次のいずれかに該当する場合は受験できません。

(1)日本国籍を有しない人 (2)地方公務員法第16条の規定に該当する人

地方公務員法その他の法律等が改正された場合には、改正後の規定によるものとします。

※採用は、原則として令和7年4月1日以降ですが、既卒者については、4月1日より前に採用される場合があります。

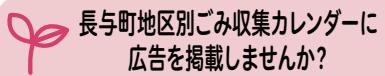
◆申込方法 インターネットによる申込（専用サイトから申込）

◆申込期間 令和6年11月1日金～令和6年11月29日金

長与町では町民視点で考え、地域課題を感じ取り、積極的に行動できる職員を求めていきます。



専用サイトはこちら



問・申 住民環境課環境係
☎801-5824

町民のみなさんが1年間見るものなので、長期的なPRが可能です。ごみ収集カレンダーを活用して、お店のPRをしてみませんか?

内規 格 縦4cm×横8cm(1枚あたり)
掲載枚数 12枚
掲載料 8万円(1枚あたり)
※複数枚購入可

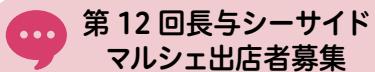
掲載期間 発行日(令和7年3月)から令和8年3月31日までの1年間

申 必要書類を窓口・郵送・メールのいずれかでご提出ください。

必要書類

- ・広告掲載申込書
- ・広告の原稿または掲載内容が分かる書類
- ・事業者の概要が分かる書類
- ・資格、免許を必要とする業種の場合は、その資格・免許を証する書類の写し
- ・町税納付状況調査同意書

他 広告掲載までの流れなど詳しくは町ホームページをご確認ください。



申・問 長与シーサイドマルシェ実行委員会事務局(産業振興課内) ☎883-1111

時 令和7年3月9日(日)
10時~15時(小雨決行)
※中止の場合、当日朝に出店者へ個別にメール通知

所 長与シーサイドパーク(岡郷614番地10)※長崎バス「中和田」バス停下車すぐ。前回と同会場です。

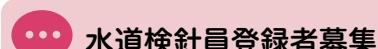
11月30日(土)



詳細はホームページにて確認ください▲



申請フォームはこちら▲



問 上下水道課料金総務係
☎801-5831

対 応募資格

- ・満20歳以上の心身共に健康で体力に自信のある方
- ・水道料金、下水道使用料に滞納がないこと
- ・町内在住者で1年間毎月業務に従事できること
- ・原動機付自転車以上の免許取得者
- ・複数年働いていただける方

内 毎月(9日~14日)の水道検針業務

申 上下水道窓口にて申込書に記入

他 詳しくは町ホームページまたは水道局ホームページをご覧ください。



問 琴海地域事務所 ☎884-2809

募集種目	資格	受付期間	制度概要など
陸上自衛隊高等工科学校	中卒(見込含む) 高校1年生	推薦: 10月1日(火) ~11月29日(金) 一般: 10月1日(火) ~令和1月16日(木)	特別職国家公務員の身分を有し、生徒手当(月額117,900円各期末(6月、12月)約200,000円)を受給しながら教育を受ける学校です。

※細部は変更されることもあります。事務所にお問い合わせください。

講座・イベント



12月、長与スポーツクラブフェスタを開催!からだ、こころ、あったまろう!

申・問 NPO法人長与スポーツクラブ 嬉里郷659-2
長与小学校体育館内
☎865-9511 月・火・木
14時30分~16時30分

時 12月15日(日) 13時~17時(受付12時30分)

所 長与町民体育館、長与町テニス広場、長与町フットサルコート

内 卓球、バドミントン、硬式テニス、ソフトテニス
サッカー、ダンス、フィットネスを複数体験できます。
参加賞を多数準備しています

料 無料

対 長与町に在住する小学1年生から中学3年生までの児童・生徒とその保護者

定 120人程度※先着順、定員に達した場合は申し込みを締め切ります。

11月30日(土)

他 長与町地域スポーツ活動の一環として実施します。
詳細はホームページをご覧ください。
(<https://nagayosc.sakuraweb.com/index.php>)



「アロマ作品づくり」 受講者募集

問 生涯学習課社会教育班
☎ 801-5682 FAX883-7151

時 12月14日(土) 10時～12時

所 長与町公民館

対 町内在住の方(中学生以上)

内 アロマオイルを使ってハンドクリームとラベンダーの香り袋を作ります。

定 20名(申込多数の場合、抽選)

料 1,000円

申 こちらから申し込みください▶

〆 11月22日(金)

他 **主催** 長与町社会教育推進指導員会
講師 アロマテラピーインストラクター 寺井百樹さん



なるほど介護学習会

問 長与町社会福祉協議会地域福祉課 ☎ 883-7588
介護保険課包括支援係 ☎ 801-5822

時 11月8日(金) 13時30分～15時30分

所 老人福祉センター 大ホール

対 介護について学習したい方

内 介護の知識や方法、介護の制度などについて学びます

11月のテーマ 高齢者が利用できる施設

料 無料

申 申込み不要



令和6年度勤青ながよまつり

問 長与町勤労青少年ホーム ☎ 883-6224

時 11月17日(日) 10時～12時

所 老人福祉センター 大ホール

内 **展示発表の部** 10時～12時
・書道・刺し子・押し花・アレンジフラワー・要約筆記など
・主催講座の写真展

ステージ発表の部 10時40分～12時
・合唱・太極拳・健康体操・フラダンス



はじめてのスマートフォン講座

問 生涯学習課 ☎ 851-2185 長与町嬉里郷 659番地1 ☎ 801-5682 FAX883-7151 ✉ oubu.kyoiku@nagayo.jp

開催月	コース	日時	講座内容	場所	締切
12月	A	18日(水)	10時～12時	多目的研修集会施設 1階研修室	12月2日(月) 必着
	B	18日(水)	13時～15時		
	C	19日(木)	10時～12時		
	D	19日(木)	13時～15時		
1月	A	22日(水)	10時～12時	長与町公民館 2階講座室	1月6日(月) 必着
	B	22日(水)	13時～15時		
	C	23日(木)	10時～12時		
	D	23日(木)	13時～15時		

対 町内在住の18歳以上の方

・スマートフォンを初めて使用する方、または、いまいち使いこなせていない方

定 原則10人(応募者多数の場合、抽選。応募者全員に結果を通知。)

料 無料

申 講座開催月、希望コース(A～D)、氏名、年齢、住所、電話番号、受講経験の有無を記入のうえ、生涯学習課または公民館(長与町公民館・高田地区公民館・上長与地区公民館・長与北部地区多目的研修集会施設)へ提出してください。(生涯学習課窓口、郵送、FAX、メール可)

※電話での申し込みはご遠慮ください(郵送、FAX、メールで申し込む場合は生涯学習課へ)

他 ①当日はご自身のスマートフォンをご用意ください

②LINEの基礎知識を受講希望の方はLINEを自身のスマホへインストールし、初期設定まで完了されたうえでご参加ください



健康づくり強化期間（10月・11月）

長与町主催秋のウォーキングイベント

『無人販売所ウォーキングデジタルスタンプラリー』開催中！

町内外問わず参加可能♪長与町で採れた新鮮な果樹や野菜をウォーキングと一緒に楽しもう♪

【参加方法】

- ①デジタルスタンプラリーfurariをダウンロード
- ②チェックポイントとなっている無人販売所を歩いてめぐり、スマホ内で10か所以上のスタンプを集めます
- ③長与町役場で参加賞と交換♪

参加賞交換期間：11月23日土祝～12月1日日

平日9時～17時

土日祝日10時～16時

参加賞は日によって異なります。詳細は町ホームページをご確認ください。



ダウンロード



町ホームページ



ノルディックウォークinながよ

問 特別養護老人ホームかがやき ☎894-5555



時 9時45分～12時（9時30分～受付）

定 20人 料 無料

他 希望者にはポールを無料で貸し出します。

雨天時の開催については、お問い合わせください。

初めて参加される方には、個別に歩き方講習を行いますので、必ずお電話ください。

ミックンチケット
付与対象

開催日時	集合場所
11月7日木	特別養護老人ホームかがやき(約5km)
11月21日木	中尾城公園第2駐車場(約5km)
12月5日木	特別養護老人ホームかがやき(約5km)



女性限定！Ru!Ru!長与店InBody測定会（運動実践アドバイス付♪）

問 長与町健康保険課 ☎801-5820

所 Ru!Ru!長与店（嬉里郷1096アスクビル2F）

時 11月26日火～16時～19時

料 無料

他 長与町民の女性限定



ミックンチケット付与対象



JPCスポーツ教室主催 走り方教室～体幹を使って上手に走ろう！～

問 JPCスポーツ教室長崎長与店 ☎080-6409-8970

所 町民体育館（岡郷614-4）

時 11月23日土祝 1部：10時～11時15分 2部：12時～13時15分 3部：14時～15時15分

対 小学生以上（保護者同伴）

料 無料

申 LINEより申し込み（定員各20名・先着順）

